

Antitrust/Competition Newsletter

2025年1月号(Vol.19)

フリーランス・事業者間取引適正化等法の制定に係る実務の状況について



弁護士 高宮 雄介
TEL. 03-6266-8744
yusuke.takamiya@morihamada.com



弁護士 筑井 翔太
TEL. 03-6212-8394
shota.tsukui@morihamada.com



弁護士 松村 圭祐
TEL. 03-5220-1964
keisuke.matsumura@morihamada.com

I.はじめに

フリーランスとしての働き方の増加が見込まれる中で、フリーランスが事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備し、フリーランスとの間の取引の適正化及び就業環境の整備を図るため、昨年11月1日付で「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下「法」又は「本法」といいます。)が施行されました。

本稿では、取引の適正化に係る本法の概要に加えて、施行直前に公表された報告書や施行から2か月が経過した時点における本法の執行にも影響し得る事例を紹介させていただきます。

まず、施行を直前に控えた同年10月18日付で、公正取引委員会(以下「公取委」といいます。)及び厚生労働省は、「フリーランス取引の状況についての実態調査(法施行前の状況調査)結果」¹(以下「本実態調査結果」といいます。)を公表し、フリーランスが関与する取引に関する問題や本法の認知度についての調査結果を明らかにしました。

加えて、同日、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」²(以下「フリーランスガイドライン」といいます。)の改訂版も公表され、事業者とフリーランスとの取引に係る独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)、本法、及び労働関係法令の適用関係が明らかにされ

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241018_freelance2.pdf

² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241018_freelancegl2.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

るとともに、これらの法令に基づく問題行為が明確化されました。

また、公取委ウェブサイトには、フリーランスガイドラインの別添資料として、2024年5月31日付で公取委及び厚生労働省が策定・公表した、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」³（以下「解釈ガイドライン」といいます。）や「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」⁴（以下「執行ガイドライン」といいます。）も掲載されています。

2025年1月17日現在、本法違反を理由として公取委が執行を行った公表事例は確認できておりません。もっとも、今後は本法違反を理由とした執行も行われることも予想されます。本項では、こうした状況に鑑み、本法の概要のほか、本実態調査の概要、フリーランスガイドラインの改正内容、及び本法に関連する公取委による下請法違反を理由とする勧告事例をご紹介します。

II. 本法をめぐる最新の状況

1. 取引の適正化に関する本法の概要

本法は、発注事業者とフリーランスとの間の取引における構造的な課題（「個人」と「組織」の間の交渉力や情報収集力の格差やそれに伴うフリーランスの取引上の地位の低さ）を背景として、業種横断的に発注事業者及びフリーランスとの間の業務委託に係る取引全般に妥当する最低限のルールを設けることに主眼が置かれました。

昨年11月1日付で施行された本法の概要は、下記の図1をご参照ください。

本法では、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とそれぞれ定義されていますが（法2条）、取引の適正化との関係では、以下の事項が定められています。

1. 発注事業者がフリーランスに対し、書面又は電磁的方法により明示しなければならない取引条件の内容（法3条・公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則1条1項各号）。
2. 発注事業者によるフリーランスに対する報酬の支払期日について、発注事業者がフリーランスから給付を受領した日から60日以内（再委託の場合には、発注事業者から支払を受ける期日から30日以内）に支払わなければならないこと（法4条1項、同3項、同5項）
3. フリーランスに対して1か月以上業務委託を行った場合における発注事業者の7つの禁止行為（法5条1項各号、同条2項各号）

なお、法12条ないし16条では、フリーランスの就業環境の整備に関する内容が定められておりますが、本稿では割愛させていただきます。

³ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/01_5_fl_jftcmhlguidelines.pdf

⁴ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/01_6_fl_jftcguidelines.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

【図1】 本法の概要に関する参照資料⁵

本法の趣旨・概要等	
趣旨	我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。
概要	<p>1. 対象となる当事者・取引の定義</p> <p>(1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]</p> <p>(2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]</p> <p>(3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者による物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]</p> <p>(4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]</p> <p>※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。</p> <p>2. 特定受託事業者に係る取引の適正化</p> <p>特定業務委託事業者は、</p> <p>(1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]</p> <p>※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。</p> <p>(2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）[第4条]</p> <p>(3) 特定受託事業者との業務委託（1か月以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]</p> <p>① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること</p> <p>② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること</p> <p>③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと</p> <p>④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること</p> <p>⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること</p> <p>⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること</p> <p>⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること</p> <p>3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備</p> <p>特定業務委託事業者は、</p> <p>(1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]</p> <p>(2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（6か月以上のもの）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]</p> <p>(3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]</p> <p>(4) 業務委託（6か月以上のもの）を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]</p> <p>4. 違反した場合等の対応</p> <p>公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]</p> <p>※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]</p> <p>5. 国が行う相談対応等の取組</p> <p>国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]</p>
施行期日	令和6年11月1日

2. フリーランスガイドラインの改正

本法の施行に先立つ2024年10月18日、内閣官房、公取委、中小企業庁、及び厚生労働省は2021年3月26日付で策定されたフリーランスガイドラインの改訂版を公表しました。

従前のフリーランスガイドラインにおいては、発注事業者とフリーランスとの取引に関する独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、及び労働関係法令の適用関係等が記載されておりました。本法の施行に伴い、フリーランスガイドラインには、フリーランスとの取引において発注事業者が遵守すべき事項等に関する説明が設けられるとともに、本法の適用関係に関する事項についても執行ガイドライン等の内容を踏まえて以下のとおり追記されました。

まず、本法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として本法が優先して適用されます⁶。同様に、本法と下請法のいずれにも違反する行為についても原則として本法が優先して適用されます。

⁵ 本実態調査結果40頁を抜粋。

⁶ フリーランスガイドライン第22及び執行ガイドライン2参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

もともと、本法と下請法のいずれにも違反する行為を行っている事業者が下請法のみには違反する行為も行っている場合において、当該事業者のこれらの行為全体について下請法を適用することが適当であると公取委が考えるときには、本法と下請法のいずれにも違反する行為についても、下請法違反として勧告することがあるとされています⁷。

上記のほか、改訂版のフリーランスガイドラインにおいては、同ガイドラインを踏まえた契約書のひな形及びその使用例や執行ガイドライン等が別添資料として追加されております。こうした資料を含め、フリーランスガイドラインは、本法に則した実務対応を行うに際し、参照価値が高い資料といえます。

3. 本実態調査結果の内容

2024年10月18日付で公取委及び厚生労働省の連名で公表された本実態調査結果は、各業界における本法の理解の度合いを確認するとともにフリーランスに関する取引に関して違反の可能性のある業界を把握すること、発注者・フリーランスに本法で規定する義務及び禁止行為を行っていないかについてセルフチェックをさせることで現在の取引実態を確認し、本法施行後の取引の適正化の促進を目的として実施されました⁸。

公取委及び厚生労働省は、調査対象事業者を「農業、林業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」⁹「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、及び「サービス業(他に分類されないもの)」¹⁰に区分したうえで、以下のような調査結果を得ました。

まず、本法の認知度について、委託者及びフリーランスのいずれも、「建設業」及び「医療、福祉」の業種においては他の業種に比べて低いとの結果が得られております。具体的には、特に委託者側について、本法の内容を知らないと回答した割合は「建設業」(80.2%)、「医療・福祉」(77.4%)と4分の3を上回っています。

次に、本法3条の取引条件の明示について、委託者及びフリーランスのいずれも、「建設業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の業種において、問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられました。特に委託者側で取引先を明示しなかったことがあると回答した割合は、「建設業」(41.7%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(26.5%)です。

⁷ フリーランスガイドライン第22及び執行ガイドライン3参照。

⁸ 発注者・受注者が本法で規定する義務及び禁止行為に関する自己点検を行うことにより現在の取引実態を確認し、本法施工後の取引の適正化を促進することも本実態調査の目的とされています。

⁹ 具体的には、「俳優、女優、モデル」、「楽器演奏、歌唱」、「理容師、美容師」、「スタイリング、着付け、メイクアップ」、「エステ、ネイル」、「ペット関連サービス」、「その他(生活関連サービス)」が含まれます(本実態調査結果7頁参照)。

¹⁰ 具体的には、「データ入力、文書入力、テープ起こし、反訳」、「取引文書作成」、「伝票書類整理」、「コールセンター、問い合わせ対応業務」、「その他(事務関連)」、「整備、点検、修理」、「清掃、メンテナンス」、「その他(現場作業関連)」が含まれます(本実態調査結果7頁参照)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

また、本法 4 条(報酬の支払期日)及び 5 条(特定業務委託事業者の遵守事項)について、委託者側では「サービス業(他に分類されないもの)」、「建設業」、及び「宿泊業、飲食サービス業」が、本法上問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられました。特に買ったたき(本法 5 条 1 項 4 号)との関係では、委託者側において一部しか又は全く価格転嫁を受け入れなかった若しくは価格転嫁をできなかったと回答した割合は「宿泊業、飲食サービス業」(58.8%)及び「卸売業、小売業」(51.7%)で半数を超えています。

上記記載の業種をはじめ、特に複数の内容について問題があるとされている「建設業」及び「医療、福祉」について、公取委からの関心も高く、執行が強化される可能性も相応にあることから、本法の遵守状況を改めて確認する必要性も高いと考えられます。

4. 本法違反となり得る下請法違反勧告事例

以下では、本法が適用されることもあり得たと考えられる直近の下請法違反勧告事例を 2 つご紹介します¹¹。

(1) 出版事業を営む親事業者に対する勧告事例(事例 1)

本事例は、出版事業を営む株式会社 A が、自身が発行する雑誌の記事作成及び写真撮影業務をフリーランスの記者やカメラマンを含む下請事業者に対して委託していたところ、同社が、自社収益の改善を図るために、十分な協議を行うことなく、発注単価を従前の単価から大幅に引き下げる旨記載した文書を一方的に下請事業者に対し通知し、実際に当該引下げ後の単価を適用したことについて、下請法上「買ったたき」(下請法 4 条 1 項 5 号)に該当すると判断され、勧告が行われた事例となります。

本事例の事実関係に則して本法の適用可否についてみると、まず、株式会社 A は「特定業務委託事業者」に該当し、上記下請事業者のうち、少なくとも個人は本法上「特定受託事業者」に該当します。そして、株式会社 A が、当該個人に対し、記事作成及び写真発注業務委託の発注単価を従前の単価から大幅に引き下げた行為は、本法上も「買ったたき」(法 5 条 1 項 4 号)に該当すると考えられることから、本事例は本法に基づく勧告も可能な事例であったといえます。

本事例において、公取委は、株式会社 A が下請法上の「買ったたき」にも該当する行為を行っているとは判断したため、執行ガイドラインに基づき、下請法に基づき処分を行うことが適当であるとの考慮のもと、下請法 7 条に基づき勧告したと推察されます。

¹¹ (2)に記載する勧告事例は、本法施行後であれば、本法の適用が可能であったと考えられる事例であるものの、本法施行前の事例である点についてご注意ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

(2)動画の作成、配信事業を営む親事業者に対する勧告事例(事例 2)

本事例は、動画の作成、配信事業を営む株式会社 B が、個人を含む下請事業者に対し、配信する動画に必要な動画用モデルの作成を委託していたところ、その給付を受領した後に発注書などで示された仕様等からは必要な作業であることが不明確であるにもかかわらず、作業のやり直しを多数回無償でさせていた行為について、「不当なやり直し」(下請法 4 条 2 項 4 号)に該当すると判断された勧告事例となります。

本事例の事実関係に則して本法の適用可否についてみると、事例 2 は本法施行前の勧告事例ではあるものの、仮に本法施行後の事例であった場合、上記株式会社 A の勧告事例と同様、株式会社 B も従業員を使用しているため、「特定業務委託事業者」に該当します。そして、この場合、上記下請事業者のうち少なくとも個人は本法上「特定受託事業者」に該当するほか、株式会社 B による個人に対するやり直しを無償でさせていた行為は、下請法だけではなく本法上も「不当な給付内容の変更又は給付のやり直し」(法 5 条 2 項 2 号)に該当すると考えられることから、本法に基づく勧告も可能な事案であったと考えられます。

5. 終わりに

本法の施行に伴い、フリーランスとの間の取引について、本法違反を理由とする執行事例が今後増加することが予想されます。

2024 年 12 月 26 日付で公取委から公表された「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査(クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査)」¹²と題する報告書においても、本法に違反する行為類型として、①移籍・独立に係る金銭的給付の要求、②報酬に関する一方的決定、③業務等の強制、④契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと、⑤実演家に対する実演等に係る取引内容の明示、及び⑥契約交渉に応じないことが紹介されているほか、本法の適用関係も整理されているなど、フリーランスの権利保護の拡充を目指した周知が図られています。

近年のデジタル社会の進展等により働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方がこれまで以上に普及してきた状況を踏まえ、フリーランスを保護する社会的重要性が増すことが想定されるなか、本年以降、フリーランスに対し業務委託を行う発注事業者は、本法をめぐる動向についてより一層注視することが有益と考えられます。

¹² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241226_pressrelease_geinou2.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.